

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 農業・林業・畜産

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	補助金	産業振興	農畜産物等振興事業補助金	産業振興課	有機質堆肥利用促進事業	1/4	有機質堆肥の投入経費	農業者	町が単独で助成を行う
					出荷経費支援事業	1/2	野菜出荷必要経費	農業団体	
					白ネギ苗購入事業	別に定める	JAが決定する数量苗以上の購入経費	農業者	
					トマト・なす苗購入事業	1/4	JAが決定する数量苗以上の購入経費	農業者	
					農業用産業廃棄物処理事業	1/4	農業用廃棄処理袋の購入経費	農業者	
					出荷用ハウス建設事業	1/2	1棟200m ² 以上のハウス設置経費	農業者、集落営農組織等	
					肉用牛及び乳用牛生産施設事業	1/2	牛舎等の施設整備及び機械類の購入経費	農業者	
					菌床シイタケ事業	1/10	菌床ブロック1,000以上2,000個以内の購入経費、最長5年間とする	農業者	
						1リットルあたり10円	暖房用灯油助成		
					シイタケ生産施設機械導入事業	1/4	シイタケ乾燥機・乾燥用施設・チェンソー・発電機・動力運搬車・選別機・フレーム・貯水槽・散水施設・防風ネット・ほだ木コートの購入経費。5年以内にほだ木3,000本の計画がある者	農業者	
					特認施設等購入事業	1/4	その都度町長が必要と認める施設・機械の購入経費	農業者	
					生産調整推進事業	別に定める	水田活用の直接支払交付金実施面積	農業者	
					薬草薬樹の里推進事業	別に定める	その都度町長が必要と認める経費	推進団体	
					和牛乳牛自衛防疫推進事業	1頭あたり500円	牛異常産3種混合ワクチン等接種費	美郷町自衛防疫推進協議会又は農業者	
					遊休農地対策事業	1/2	自己保全水田等の不作付地を耕作可能な圃場に復旧するために必要な経費	農業者、集落営農組織等	
					米倉庫低温化事業	1/2	米保管倉庫の低温化改修工事経費	農業協同組合	
					農林水産振興がんばる地域応援総合事業	総事業費の1/10	島根県の農林水産振興がんばる地域応援総合事業実施要綱及び農林水産振興がんばる地域応援総合事業実施要領による事業実施経費	農業者、集落営農組織等	県の事業を使う場合に、町が上乗せして助成する
					就農施設等整備事業	総事業費の1/10	就農施設等整備事業実施要綱による事業実施経費	農業者、集落営農組織等	
					企業参入・連携支援事業	総事業費の1/10	島根県企業参入・連携支援事業補助金交付要綱・要領による実施経費	農業へ参入する企業又は既参入企業への経営規模拡大支援	
					集落営農体制強化スピードアップ事業	総事業費の1/6	島根県集落営農体制強化スピードアップ事業補助金交付要綱・要領による事業実施経費	集落営農組織等	
農業復旧対策事業	補助対象事業費の2/3	島根県の農業復旧対策事業費補助金交付要綱・要領による事業実施経費	農業者、集落営農組織等						

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 農業・林業・畜産

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
					経営体育成支援事業	補助対象事業費の1/6	島根県農業経営対策事業交付要綱(平成25年2月26日農第1891号)による事業実施経費	集落営農組織、農業者	
2	補助金	産業振興	集落営農組織共同利用機械更新事業補助金	産業振興課		1/4 (上限75万円) ※下限事業費100万円	共同利用又は農作業受委託を目的とする農業用機械の更新に必要な費用	集落営農組織(組織の規約及び機械管理運営規程のある組織)	
3	補助金	産業振興	農地流動化補助金	産業振興課	利用権設定期間 3年以上6年未満	1万円/農地10aあたり ※面積が1ha以上で作業従事日数60日以上のもの	農地遊休化防止等農用地の有効利用を図るために補助	利用権設定により賃貸権の設定を受けた者	
					利用権設定期間 6年以上	2万円/農地10aあたり ※面積が1ha以上で作業従事日数60日以上のもの			
4	補助金	産業振興	中山間ふるさと水と土事業補助金	建設課	農地基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本 1/2 (20万円以上50万円を上限) 1箇所1回 ・ 区画整形整備 1/2 (1箇所200万円を上限) ※1箇所10aあたり50万円を上限とし、40aを限度 	<ul style="list-style-type: none"> 【土地改良】 ・ 耕地復旧(耕起) ・ 区画の整形整備 ・ 基(耕)盤の均平 ・ 暗渠排水、湧水路排水等による農地改良整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業用維持管理団体 	
					農業用施設整備事業		<ul style="list-style-type: none"> 【農地保全】 ・ 畦畔修復、復旧 ・ 土砂転石除去 		
							<ul style="list-style-type: none"> 【用排水施設】 ・ 用排水路の整備 ・ ため池の整備改修 ・ 頭首工の整備改修 ・ 揚水機の整備改修 (新設・補修・土砂取り除き) 【農道・耕作道】 ・ 農道、耕作道、進入路等の整備補修 ・ 橋梁、床板橋等の整備補修 		
5	補助金	産業振興	ほ場整備事業補助金	産業振興課	土地改良総合整備事業構造改善事業・山村振興事業	国50% 県20% 町10% 合計80%	国・県の補助事業については、その要綱の定めるところによる。非補助事業については、1団地の面積3ヘクタール未満とし、戸数については別に制限を設けない。	農業者	
					農村基盤総合整備事業	国55% 県15% 町10% 合計80%			
					団体営ほ場整備事業(大ほ場区画整備事業)	国45% 県22% 町13% 合計80%			
					団体営ほ場整備事業(上記以外)	国40% 県22% 町18% 合計80%			
					県単ほ場整備事業	国— 県35% 町25% 合計60%			
					非補助ほ場整備事業(借入金利子補給)	国— 県— 町3.5%			

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 農業・林業・畜産

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
6	補助金	産業振興	有害鳥獣被害対策事業補助金	山くじらブランド推進課	被害防止施設整備事業	※いずれも申請は個人について年1回 【イノシシ】 1/2 (15,000円以上30,000円を限度) 【サル】 1/2 (30,000円以上80,000円を限度)	【イノシシ・サル共通】 ①原則として、イノシシ・サルによる農林作物被害防止対策が対象であること。 ②防護柵は、トタン、ワイヤメッシュ、電気柵等の防止機材 【イノシシ】 主に単一資材による防護柵とする。 【サル】 主に複合柵による防護柵とする。ただし、単一資材による防護柵で町長が認める場合は、この限りでない。	農業者	
					既存防護柵再設置事業	対象事業費の3/4 (上限なし、千円未満切り捨て) ※事業費は20,000円以上であること	以前に、被害防止施設整備事業により設置した防護柵で、被災した農地に設置していたものの再設置であるもの。		
7	補助金	産業振興	あぐりアクティブサポート事業補助金	産業振興課		1組織あたり20万円を限度 連合的な組織の場合50万円を限度	目的を達成するために各組織が行う事業に必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・椎茸生産組合 ・農産加工グループ ・大和グリーンクラブ ・美郷町認定農業者の会 ・邑智そば生産組合 ・大和農産物生産組合連合会 ・美郷町肉用牛改良組合 ・美郷町農業再生協議会 ・だいわ特産加工センター利用者組合 ・美郷町地産地消推進協議会 ・美郷町産直ネットワーク推進協議会 ・ブランド研究会 ・美郷町薬用作物生産組合 ・美郷町集落営農組合維持活性化協議会 	
8	補助金	産業振興	担い手農地集積高度化促進事業面的集積促進費補助金	産業振興課		10/10 ※ただし、農林水産省が定める基本単価(運用第1の1の(1)のオの(ア))に面的集積を実施した農用地の面積を乗じて得た額に、農林水産省が定める加算額(運用第1の1の(1)のオの(イ))を加えて得た額を上限	次に掲げる費用の合計額とする。 ・面的集積に要する費用 ・面的集積を実施した農用地の効率的な利用に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・特定農業法人 ・その他農林水産省が定める要件を満たす者 	
9	補助金	産業振興	直接支払推進事業費補助金	産業振興課		予算の範囲内	直接支払制度を推進するために行う事業に必要な経費	美郷町農業再生協議会	
10	補助金	産業振興	有機農業活性化支援事業補助金	産業振興課		2/3	<ul style="list-style-type: none"> ①有機農業の技術向上を目的とした研修会等に要する経費 ②有機農産物の販路開拓に要する経費 ③有機農業の啓発活動に要する経費 ④その他町長が適当であると認めた経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業者 ・有機農業推進・啓発団体及び個人 	
11	補助金	産業振興	経営体育成支援事業補助金	産業振興課		予算の範囲内		条件不利地域補助型経営体育成支援事業補助金の交付対象者	

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ：農業・林業・畜産

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
12	補助金	産業振興	農業経営法人化支援事業補助金	産業振興課	農業経営の法人化支援	40万円（定額）	集落営農又は複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立上げといった農業経営の法人化に必要な費用 定款作成・認証代、印紙税・登録免許税、雑役務費（手数料、印紙代等）、司法書士等専門家に要する経費（謝金、旅費）、印刷製本費、会場借料及び消耗品費	補助金交付申請年度に設立を行った法人	
13	補助金	産業振興	肉用牛基礎雌牛整備補助金	山くじらブランド推進課		4万円以内（1頭あたり）	県が選定した基礎雌牛の雌子牛の保留に必要な経費	畜産農家	県の肉用牛基礎雌牛整備事業が終了する期間までの期限付き事業
14	補助金	産業振興	繁殖雌牛更新補助金	山くじらブランド推進課		8万円（1頭あたり）	・導入、保留する時点の月齢が1歳未満、かつ、発育判定が標準以上で次のいずれかを満たすもの ①母牛の脂肪交雑育種が上位1/4以上であること ②母牛の脂肪交雑育種価が上位1/2以上かつ枝肉重量育種価が1/4以上であること	畜産農家	
15	交付金	産業振興	中山間地域等直接支払交付金	産業振興課		10/10（但し、中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額に対象となる農用地面積を乗じて得た額を上限）	中山間地域等直接支払交付金事業（中山間地域等直接支払交付金実施要領による）に要する経費	・集落協定を締結した集落代表者 ・個別協定を締結した個人	
16	交付金	産業振興	多面的機能支払交付金	産業振興課		多面的機能支払交付金実施要領による	多面的機能支払交付金実施要領による	多面的機能支払交付金実施要領による	
17	交付金	産業振興	環境保全型農業直接支払交付金	産業振興課	5割以上低減＋カバーク ロップ	8,000円/10a	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバーク ロップを組み合わせた取組	環境保全型農業直接支払交付 金実施要綱（平成23年4月1日付 け22生産第10953号農林水産事 務次官依命通知）別紙1の第1 の1に定めるもの	
					5割以上低減＋リビングマ ルチ	8,000円/10a	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバーク ロップを組み合わせた取組		
					5割以上低減＋炭素貯留効 果の高い堆肥の施用	4,400円/10a	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留 効果の高い堆肥の水質保全に資する施用		
					有機農業の取組	8,000円/10a	有機農業の取組		
					有機農業そば等雑穀、飼 料作物の取組	3,000円/10a	有機農業そば等雑穀、飼料作物の取組		
					5割以上低減＋雑草対策	4,000円/10a	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合的 病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた除草剤代替 技術（本田の機械除草）による雑草対策		

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 農業・林業・畜産

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考	
18	給付金	産業振興	青年就農給付金	産業振興課	単身	年間150万円（5年を限度）	農業経営者となり、生活が安定すると見込まれるまでの間支援	一定の条件を満たす農業経営者		
					夫婦	年間225万円（5年を限度）				
					農業法人等による共同経営	それぞれに150万円（5年を限度）				
19	奨学金	産業振興	農業後継者育成奨学金	産業振興課		1万円/月（修学終了まで）	修学に必要な費用の支援	次に該当する者 ①美郷町出身者 ②島根県農業大学校入学者及び在学者 ③修学後3年間美郷町において農業に従事する者 ④その他町長が必要と認めた者		
20	貸付	産業振興	青年農業者等早期経営安定資金貸付	産業振興課		10万円/月（貸付決定日から1年を限度（有機農業経営開始の場合は3年） ※無利息	初期経営の安定を図るために支援	①青年農業者で、認定就農計画に従って町内で新たに農業経営を開始した者 ②町内農業法人等で、青年農業者が認定就農計画に従ってその営む農業に就業した者 ③町内農業法人等で、認定就農計画に従ってその営む農業に青年農業者を就業させた者	・償還期間 9年以内（5年以内の措置期間含む） ・償還方法 元金均等年賦償還（毎年3月10日）	
21	協力金	産業振興	機構集積協力金	産業振興課	地域集積協力金	機構への貸付割合 2割超5割以下 5割超8割以下 8割超	H28-29年度 1万5千円/10a 2万1千円/10a 2万7千円/10a	H30年度 1万円/10a 1万4千円/10a 1万8千円/10a	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知 別記2第3の1	農地集積・集約化対策事業実施要綱の ・別記2第5の1に規定された地域 ・別記2第6の1及び第7の1に規定された農業者
					経営転換協力金		1万円/10a（上限70万円）	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知 別記2第3の2		
					耕作者集積協力金	H28-29年度 1万円/10a	30年度 5千円/10a	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知 別記2第3の3		